

奈良県地域の防犯サポート事業所登録制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、自主防犯活動の「自らの安全は自ら守る」「地域の安全は地域で守る」という理念を基本とし、安全で安心して暮らせる奈良県を実現するため、自主防犯活動をし、又はしようとしている企業、事業所又は団体(以下「事業所等」という。)を登録して、自主防犯の輪を広げ、より一層活発な自主防犯活動の推進を図ることを目的に、これらの事業所等を奈良県地域の防犯サポート事業所(以下「防犯サポート事業所」という。)として登録するために必要な事項を定めることを目的とする。

(登録の対象)

第2条 前条の規定による登録(以下「登録」という。)の対象となるものは、奈良県内において、概ね5人以上の構成員を有する事業所等とする。

(登録基準)

第3条 防犯サポート事業所の登録は、次に掲げる基準のいずれにも該当する場合に行うものとする。ただし、公序良俗に反する活動を行う等により奈良県知事(以下「知事」という。)が登録しないことが適切であると判断する場合(別紙1に該当する場合をいう。)は、この限りでない。

- (1) 防犯サポート事業所活動メニュー(別紙2)に基づき、自主防犯活動を自主的かつ積極的に実施するものであり、当該メニューの各項目の点数の合計が7点以上となる活動を行えるものであること。
- (2) 継続して自主防犯活動を行うことができるものであること。
- (3) 必要に応じて、奈良県、市町村、奈良県警察をはじめ地域のボランティア活動団体等との連携が可能なものであること。
- (4) 自主防犯活動について、知事に対し、その実施結果を報告することができる体制が整備されていること。

(登録手続等)

第4条 登録の申請をしようとする事業所等は、奈良県地域の防犯サポート事業所登録(変更)票(第1号様式)(以下「登録(変更)票」という。)を知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により事業所等から提出のあった書面を審査し、防犯サポート事業所としての登録の可否を決定する。
- 3 知事は、登録を決定した事業所等に対して奈良県地域の防犯サポート事業所登録証(第2号様式)を交付するものとする。
- 4 知事は、審査の結果、防犯サポート事業所として登録しないことを決定した場合は、登録の申請をした事業所等に対して文書でその旨を通知するものとする。

(活動等についての照会)

第5条 知事は、防犯サポート事業所に対して、必要に応じて自主防犯活動の実施結果、登録の継続等について照会できるものとする。

2 前項の照会を受けた防犯サポート事業所は、奈良県地域の防犯サポート事業所活動結果(成果)報告書(第3号様式)により回答するものとする。

(登録の変更)

第6条 防犯サポート事業所は、登録(変更)票の記載事項に変更があった場合は、速やかに登録(変更)票を知事に提出するものとする。

2 知事は、防犯サポート事業所から前項の登録(変更)票を受理した場合は、登録内容を変更するものとする。

(登録の取消し及び抹消)

第7条 知事は、防犯サポート事業所から奈良県地域の防犯サポート事業所登録取消届(第4号様式)が提出されたときは、登録を取り消すものとする。

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消することができる。

(1) 登録(変更)票の記載事項に偽りがあった場合

(2) 第5条の規定による照会に対する回答がない場合

(3) 第2条又は第3条に規定する要件を満たさなくなったと認められる場合

(4) その他知事が防犯サポート事業所としてふさわしくないと判断した場合

3 前項の規定により登録を抹消した場合は、登録を抹消した事業所等に対してその旨を文書で通知するものとし、通知を受けた事業所は、奈良県地域の防犯サポート登録証(第2号様式)を速やかに知事に返還しなければならないものとする。

(データベースの公開及び取扱い)

第8条 知事は、防犯サポート事業所の情報を奈良県地域の防犯サポート事業所支援サイトで公開するものとする。

2 前項の規定により公開する情報は、登録(変更)票に記載された事項(非公開部分を除く。)並びに防犯サポート事業所活動メニュー(別紙2)及び自主防犯活動の結果報告の内容とする。ただし、公開すべき情報について、知事が事業の趣旨にふさわしくない等の理由により公開すべきでないとは判断した場合は、公開しないものとする。

(支援等)

第9条 知事は、防犯サポート事業所に対して、次に掲げる支援等を行う。

(1) 全国地域安全運動等の防犯に関する情報を提供する。

(2) 事業所等内の教育を行うため、犯罪の発生状況、防犯対策等の資料の提供を行う。

(3) 事業所等の製品や印刷物等に「防犯サポート事業所」の表示ができるものとする。

(4) 防犯サポート事業所から奈良県に事業所名入り啓発品の提供があった場合に、県は、当該啓発品を全国地域安全運動等で使用できるものとする。

(5) 防犯サポート事業所の所在する地域等において、防犯に関するボランティア活動

を行う団体等（以下「ボランティア団体等」という。）と協働して活動してもらうため、必要に応じてボランティア団体等の情報を提供する。

（6）防犯活動の推進などに尽力し、その功績が特に顕著であると認められる防犯サポート事業所については、防犯功労団体表彰（安全やまとまちづくり県民会議会長（奈良県知事）表彰）等に推薦を行う場合がある。

（事務局）

第10条 奈良県地域の防犯サポート事業所登録制度に関する事務局は、奈良県総務部知事公室安全・安心まちづくり推進課に置く。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別紙 1

奈良県地域の防犯サポート事業所登録制度実施要領第3条に規定する登録基準において奈良県が登録しないことが適切であると判断する場合とは、事業所等が下記 から までのいずれかに該当する場合のことをいう。

役員等（法人にあっては役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体にあっては代表者、理事等その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき。

役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。

役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

上記 から までの規定については、その他暴力団以外の反社会的な行為を行う団体又はその構成員について準用する。この場合において、「暴力団」は「その他暴力団以外の反社会的な行為を行う団体」に、「暴力団員」は「その他暴力団以外の反社会的な行為を行う団体の構成員」に読み替えるものとする。

防犯サポート事業所活動メニュー

活動メニュー	点数 1点～3点	該当 ○	活動点数 (合計加算)
A 地域における防犯活動			
① 社用車等に「防犯パトロール中」等のステッカーを貼り付け、営業時にパトロールを行います。(青パトも含む)	3		
② 地域のボランティア団体と協力して防犯パトロールを行います。	2		
③ 事業所等を犯罪被害者等の駆け込み場所として表示します。	1		
④ 登下校時間に戸外で見守り、声かけを行います。	2		
⑤ 事業所周辺の住民にあいさつ、声かけを行います。	1		
⑥ 事業所周辺を見回り・点検し、危険箇所の改善(防犯灯の設置、ゴミの散乱防止等)を行います。	2		
⑦ 犯罪、不審者等発見の情報を警察に通報、捜査協力を行います。	3		
⑧ 営業終了後の室内灯、門灯の点灯を行います。	1		
B 地域の自主防犯活動への支援			
① 地域の自主防犯活動団体に活動資材、犯罪抑止広報啓発物品等を提供します。(事業所等名を入れることができます。)	3		
② 自主防犯活動の資材置き場・集合場所等を提供します。	1		
③ 地域の自主防犯活動団体等に活動支援金を提供します。	3		
④ 犯罪の起きにくい環境を醸成するため、「割れ窓理論」実践運動(落書き消し、清掃活動等)に取り組みます。	2		
⑤ 「地域安全マップ」づくりに作業場所・資材の提供等の協力を行います。	3		
C 全国地域安全運動期間中における活動			
① 全国地域安全運動期間中において(地域の自主防犯活動団体と連携し)、積極的に地域安全を啓発する活動を行います。	2		
② 全国地域安全運動期間中において、抑止重点犯罪等の広報啓発物品を自主防犯活動団体等に提供します。(事業所等名を入れることができます。)	3		
D 各種イベントにおける啓発活動			
① 地域の祭り等、不特定多数が集まるイベントで防犯の広報啓発を行います。(例:会社において防犯ビデオの上映、広報啓発物品の配布、来場者への呼びかけ)	2		
② 自社の持つノウハウを活かし、地域住民を対象とした防犯関係の講習会等を開催します。	2		
E 顧客に対する情報提供・啓発活動			
① 自社製品(商品、買い物袋、レシート等)や印刷物、封筒等に「防犯サポート事業所」シンボルマークや防犯運動のスローガン等を掲載します。	3		
② 広報誌やホームページなどによる防犯啓発や防犯情報の掲載を行います。	3		
③ 来店客に対し、防犯情報の店内掲示や店内放送を活用した広報啓発を行います。	1		
④ 店内巡回、防犯カメラの設置等(スーパー、小売業)を行います。	3		
⑤ 店舗内に、防犯ブザーなどの防犯グッズコーナーを設けます。(販売目的での設置も可)	3		
F 従業員の防犯意識の向上、防犯教育			
① 従業員(外国人従業員を含む)向けの防犯啓発、防犯研修を実施します。	2		
② 社内報に防犯対策の記事やコラム等を掲載します。	1		
③ 従業員に対し、居住地域での自主防犯活動への参加を呼びかけます。	2		
④ 社員やその家族に対し、防犯グッズの配布、貸し出し又は購入補助を行います。	2		
⑤ 奈良県警による「チノ君メール」や防犯対策情報紙「やまどの安全」から得た情報を迅速に従業員に伝達します。	1		
G その他、事業所独自の活動(活動内容を記載してください)			
①	1		
②	2		
③	3		
合計点数 (7 点 以上)			

第1号様式（第4条関係）

奈良県地域の防犯サポート事業所登録（変更）票

奈良県知事 殿

所在地
事業所等名
代表者名
登録番号（既登録事業所等のみ）

印

奈良県地域の防犯サポート事業所登録制度実施要領第4条第1項の規定に基づき申請します。

なお、記載事項については、奈良県が公開することを認めます。
（2 事業所等の詳細欄は非公開）

1 事業所等の登録事項

（フリガナ） 事業所名			
代表者名			
所在地	〒		
電話番号			
F A X			
U R L	http://		
活動の内容	（別紙2「防犯サポート事業所等活動メニュー」から選んでください。）		
			合計 点
現在の活動状況	1 現在、自主防犯活動を実施している。	2 新たに自主防犯活動を始める。	
事業所等のP R等			

2 事業所等の詳細

主な業務内容				
事業所等の数	奈良県内	箇所	奈良県外	
従業員数	人	車両台数	台	
代表者	氏名（フリガナ）	（ ）		
	役職名	生年月日	年 月 日	
担当者	部署	役職		
	氏名（フリガナ）	（ ）		
	連絡先	電話		
		F A X		
E-mail				

申請は、本登録票と別紙2「防犯サポート事業所等活動メニュー」に必要事項を御記入の上、奈良県安全・安心まちづくり推進課あて、メール送信又は印刷して送付してください。

「1 事業所等の登録事項」の情報は、奈良県のホームページに掲載するほか、事業所等の所在する地域の自主防犯活動団体等に情報提供させていただく場合がありますので、御了承願います。

「活動の内容」は、別紙2から3つ以上、合計7点以上になるように選択してください。

「現在の活動状況」は、1又は2に文字囲みをしてください。

登録内容の変更の場合は、変更項目に文字囲みをし、変更後の内容を記入してください。

奈良県地域の防犯サポート事業所活動結果（成果）報告書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地

事業所等名

代表者名

印

登録番号

奈良県地域の防犯サポート事業所登録制度実施要領第5条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

事業所等名 (フリガナ)			
所在地		〒	
電話番号			
F A X			
担当者	部署・役職		
	氏名(フリガナ)		
	連絡先	電話	
E-mail			
登録の継続希望		登録の継続を希望する。 ----- 登録項目の変更がある場合は、「奈良県地域の防犯サポート事業所登録(変更)票」(第1号様式)を提出してください。	
		登録の継続を希望しない。 ----- 「奈良県地域の防犯サポート事業所登録取消届」(第4号様式)を提出してください。	
活動内容		(実施した活動内容を具体的に記入してください。)	

別途活動内容がわかる資料がある場合は、上記活動内容の記載に替えて、当該資料を提出していただいても結構です。
 活動内容については奈良県のホームページで紹介する場合がありますので、御了承願います。
 活動の紹介に使用する写真があれば、併せて御提出願います。
 報告は、年度毎にまとめるので、前年度の報告書を翌5月1日までに提出してください。

奈良県地域の防犯サポート事業所登録取消届

平成 年 月 日

奈良県知事 殿

所在地

事業所等名

代表者名

印

登録番号

奈良県地域の防犯サポート事業所登録制度実施要領第7条第1項の規定に基づき提出します。

事業所等名 (フリガナ)				
所在地		〒		
登録番号				
F A X				
担当者	部署・役職			
	氏名(フリガナ)			
	連絡先	電話		
		E-mail		
登録抹消日	年 月 日			
取消しの理由				